

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月21日

【会社名】 株式会社トランザス

【英訳名】 TRANZAS, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤吉 英彦

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

【電話番号】 045-650-7000（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 稲田 淳

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

【電話番号】 045-650-7000（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 稲田 淳

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	400,520,000円
売出金額	
（引受人の買取引受による売出し）	
ブックビルディング方式による売出し	457,200,000円
（オーバーアロットメントによる売出し）	
ブックビルディング方式による売出し	127,000,000円

（注） 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年7月5日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集380,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成29年7月20日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し460,000株(引受人の買取引受による売出し360,000株・オーバーアロットメントによる売出し100,000株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、並びに「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 2 取得者の概況」及び「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

なお、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況 2 取得者の概況」につきましては、取得者の住所を訂正したためであります。また、「第四部 株式公開情報 第3 株主の状況」につきましては、株主の住所を訂正したため、及び1,000株超を保有する株主の記載の一部を省略していたためこれに関する事項を記載し、並びに欄外注記に「11. 特別利害関係者等（当社取締役（監査等委員））」を追加記載したものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 募集の方法

3 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

4 株式の引受け

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第2 売出要項

1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)

3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

募集又は売出しに関する特別記載事項

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

第四部 株式公開情報

第2 第三者割当等の概況

2 取得者の概況

第3 株主の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	380,000(注)2	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成29年7月5日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成29年7月20日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成29年7月5日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	380,000	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成29年7月5日開催の取締役会決議によっております。
2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 上記とは別に、平成29年7月5日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2 【募集の方法】

(訂正前)

平成29年7月31日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年7月20日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	380,000	419,900,000	227,240,000
計(総発行株式)	380,000	419,900,000	227,240,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年7月5日開催の取締役会決議に基づき、平成29年7月31日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,300円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は494,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成29年7月31日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年7月20日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,054円)以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	380,000	400,520,000	221,996,000
計(総発行株式)	380,000	400,520,000	221,996,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成29年7月5日開催の取締役会決議に基づき、平成29年7月31日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 仮条件(1,240円～1,300円)の平均価格(1,270円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は482,600,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成29年 8月 2日(水) 至 平成29年 8月 7日(月)	未定 (注) 4	平成29年 8月 8日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成29年7月20日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年7月31日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年7月20日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年7月31日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成29年7月5日開催の取締役会において、増加する資本金の額は平成29年7月31日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成29年8月9日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成29年7月24日から平成29年7月28日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	1,054	未定 (注) 3	100	自 平成29年 8 月 2 日(水) 至 平成29年 8 月 7 日(月)	未定 (注) 4	平成29年 8 月 8 日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は1,240円以上1,300円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年7月31日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

ソフトウェア開発から端末開発・サービス提供までを一気通貫で提供していることやパートナー(VAR)を通じてサービスを提供するなど独自のビジネスモデルを展開している。

ウェアラブルデバイスは様々な用途に利用可能なため、今後の成長が期待できる。

ウェアラブルデバイスは導入を検討している企業との間での実証実験等の段階にあり、現時点では本格的な販売には至っていない。

以上の評価に加え、類似会社との比較、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,240円～1,300円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,054円)及び平成29年7月31日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成29年7月5日開催の取締役会において、増加する資本金の額は平成29年7月31日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成29年8月9日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
7. 申込み在先立ち、平成29年7月24日から平成29年7月28日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,054円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年8月8日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号		
計		380,000	

- (注) 1. 平成29年7月20日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年7月31日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	195,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成29年8月8日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	74,000	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	37,000	
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号	22,200	
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	22,200	
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号	14,800	
水戸証券株式会社	東京都中央区日本橋二丁目3番10号	14,800	
計		380,000	

- (注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年7月31日)に元引受契約を締結する予定であります。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
454,480,000	9,000,000	445,480,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,300円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
443,992,000	9,000,000	434,992,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,240円～1,300円)の平均価格(1,270円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額445,480千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限119,181千円と合わせた、手取概算額合計上限564,661千円については、運転資金として ソフトウェアの開発のための開発委託費及び人件費、販売用ウェアラブルデバイスの購入のための資金、レンタル用ウェアラブルデバイスの購入のための資金に充当する予定であり、それらの具体的な内容は下記に記載のとおりであります。なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

ソフトウェア開発のための開発委託費及び人件費として160,594千円（平成30年1月期2,500千円、平成31年1月期70,094千円、平成32年1月期87,999千円）充当する予定であります。当社グループは、主要製品であるセットトップボックスやウェアラブルデバイス等の本体であるハードウェアの設計・開発からシステムの提供までを一気通貫で行えるところに強みがあると認識しております。ハードウェアとともにシステム・サービスを提供するためには、ファームウェア（端末本体に組み込まれ、端末の動作スピードや電力量の制御等、本体自体の制御のために動作するソフトウェア）及びミドルウェア（ハードウェアやコンピュータの機能を制御するソフトウェアであるオペレーティングシステム（OS）と利用者が操作や入力を行い要求する機能を提供するアプリケーションソフトウェアとの中間（ミドル）に位置するソフトウェア）（以下、「ソフトウェア」といいます。）の開発が必要となり、また、ソフトウェア開発の品質とスピードが差別化の一因となると認識しております。品質の高いソフトウェアを早期に開発するためには、多数の開発委託や開発エンジニアが必要になるため、そのための資金及び人件費として調達した資金を充当する予定です。なお、開発するソフトウェアは主にウェアラブルデバイス用のソフトウェアを計画しております。

当社グループでは、ウェアラブルデバイスを成長戦略の中心に据えており、その販売拡大を計画しているため仕入代金として261,567千円（平成30年1月期15,312千円、平成31年1月期129,600千円、平成32年1月期116,655千円）充当する予定であります。

レンタル用ウェアラブルデバイスの取得資金として142,500千円（平成32年1月期142,500千円）充当する予定であります。当社グループは、ウェアラブルデバイスの販売に関して、一括購入による導入を望まない利用先に対しては、レンタルでの提供を計画しております。そのため、ウェアラブルデバイスの取得資金として調達した資金を充当する予定です。

(訂正後)

上記の手取概算額434,992千円については、「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限116,431千円と合わせた、手取概算額合計上限551,423千円については、運転資金として ソフトウェアの開発のための開発委託費及び人件費、 販売用ウェアラブルデバイスの購入のための資金、 レンタル用ウェアラブルデバイスの購入のための資金に充当する予定であり、それらの具体的な内容は下記に記載のとおりであります。なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

ソフトウェア開発のための開発委託費及び人件費として160,594千円（平成30年1月期2,500千円、平成31年1月期70,094千円、平成32年1月期87,999千円）充当する予定であります。当社グループは、主要製品であるセットトップボックスやウェアラブルデバイス等の本体であるハードウェアの設計・開発からシステムの提供までを一気通貫で行えるところに強みがあると認識しております。ハードウェアとともにシステム・サービスを提供するためには、ファームウェア（端末本体に組み込まれ、端末の動作スピードや電力量の制御等、本体自体の制御のために動作するソフトウェア）及びミドルウェア（ハードウェアやコンピュータの機能を制御するソフトウェアであるオペレーティングシステム（OS）と利用者が操作や入力を行い要求する機能を提供するアプリケーションソフトウェアとの中間（ミドル）に位置するソフトウェア）（以下、「ソフトウェア」といいます。）の開発が必要となり、また、ソフトウェア開発の品質とスピードが差別化の一因となると認識しております。品質の高いソフトウェアを早期に開発するためには、多数の開発委託や開発エンジニアが必要になるため、そのための資金及び人件費として調達した資金を充当する予定です。なお、開発するソフトウェアは主にウェアラブルデバイス用のソフトウェアを計画しております。

当社グループでは、ウェアラブルデバイスを成長戦略の中心に据えており、その販売拡大を計画しているため仕入代金として248,329千円（平成30年1月期15,312千円、平成31年1月期129,600千円、平成32年1月期103,417千円）充当する予定であります。

レンタル用ウェアラブルデバイスの取得資金として142,500千円（平成32年1月期142,500千円）充当する予定であります。当社グループは、ウェアラブルデバイスの販売に関して、一括購入による導入を望まない利用先に対しては、レンタルでの提供を計画しております。そのため、ウェアラブルデバイスの取得資金として調達した資金を充当する予定です。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

平成29年7月31日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	360,000	468,000,000	静岡県浜松市中区 鈴木 邦敬 100,000株 Mei Hwan Drive,Singapore 藤吉 英彦 95,000株 1 North Bridge Road #11-06 High Street Centre , Singapore WORLD F PTE. LTD. 55,000株 神奈川県横浜市港北区 前川 昌之 40,000株 千葉県船橋市 福田 敏章 40,000株 神奈川県横浜市栄区 奥 文郎 20,000株 東京都多摩市 長田 豊国 10,000株
計(総売出株式)		360,000	468,000,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,300円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

(訂正後)

平成29年7月31日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	360,000	457,200,000	静岡県浜松市中区 鈴木 邦敬 100,000株 Mei Hwan Drive, Singapore 藤吉 英彦 95,000株 1 North Bridge Road #11-06 High Street Centre , Singapore WORLD F PTE. LTD. 55,000株 神奈川県横浜市港北区 前川 昌之 40,000株 千葉県船橋市 福田 敏章 40,000株 神奈川県横浜市栄区 奥 文郎 20,000株 東京都多摩市 長田 豊国 10,000株
計(総売出株式)		360,000	457,200,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、仮条件(1,240円~1,300円)の平均価格(1,270円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	100,000	130,000,000	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 いちよし証券株式会社 100,000株
計(総売出株式)		100,000	130,000,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、いちよし証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年7月5日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、いちよし証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,300円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	100,000	127,000,000	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 いちよし証券株式会社 100,000株
計(総売出株式)		100,000	127,000,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、いちよし証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成29年7月5日開催の取締役会において、いちよし証券株式会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、いちよし証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(1,240円～1,300円)の平均価格(1,270円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である藤吉 英彦(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年7月5日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式100,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2
(4)	払込期日	平成29年9月4日(月)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成29年7月20日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成29年7月31日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である藤吉 英彦(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成29年7月5日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式100,000株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,054円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	平成29年9月4日(月)

(注) 割当価格は、平成29年7月31日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

(以下省略)

第四部 【株式公開情報】

第2 【第三者割当等の概況】

2 【取得者の概況】

(新株予約権)

(訂正前)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
佐々木 豊	埼玉県さいたま市浦和区	会社役員	50	600,000 (12,000)	特別利害関係者 等(当社の監査等委員 である取締役) 特別利害関係者等 (当社の監査等委員 である取締役)
原口 昌之	東京都渋谷区	会社役員	50	600,000 (12,000)	

(注記省略)

(訂正後)

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
佐々木 豊	埼玉県さいたま市緑区	会社役員	50	600,000 (12,000)	特別利害関係者 等(当社の監査等委員 である取締役) 特別利害関係者等 (当社の監査等委員 である取締役)
原口 昌之	東京都渋谷区	会社役員	50	600,000 (12,000)	

(注記省略)

第3 【株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
(省略)			
前川 昌之 (注) 2、3	神奈川県横浜市港北区	195,000 (-)	7.03 (-)
福田 敏章 (注) 2、3	千葉県船橋市	130,000 (-)	4.69 (-)
アイエーグループ株式会社 (注) 3	神奈川県横浜市戸塚区品濃町545番地 5	125,000 (-)	4.51 (-)
(省略)			
中島 稔 (注) 7	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	5,500 (5,500)	0.20 (0.20)
劉 暁瑜 (注) 7	神奈川県横浜市磯子区	5,500 (5,500)	0.20 (0.20)
市ノ川 弘彰 (注) 7	東京都稲城市	5,000 (5,000)	0.18 (0.18)
(省略)			
大曲 憲恵 (注) 7	神奈川県横浜市磯子区	4,000 (4,000)	0.14 (0.14)
3,500株保有(2名)	—	7,000 (7,000)	0.25 (0.25)
3,000株保有(1名)	—	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
2,500株保有(3名)	—	7,500 (7,500)	0.27 (0.27)
2,000株保有(6名)	—	12,000 (12,000)	0.43 (0.43)
1,500株保有(1名)	—	1,500 (1,500)	0.05 (0.05)
1,000株保有(7名)	—	7,000 (7,000)	0.25 (0.25)
(省略)			

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社代表取締役)
2. 特別利害関係者等(当社取締役)
3. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
4. 特別利害関係者等(役員等が議決権の過半数を所有する会社)
5. 特別利害関係者等(当社代表取締役の配偶者)
6. 特別利害関係者等(当社代表取締役の二親等内の血族)
7. 当社従業員
8. 当社元取締役
9. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
10. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
	(省略)		
前川 昌之 (注) 2、3	神奈川県横浜市港北区	195,000 (-)	7.03 (-)
福田 敏章 (注) 3、11	千葉県船橋市	130,000 (-)	4.69 (-)
アイエーグループ株式会社 (注) 3	神奈川県横浜市戸塚区品濃町545番地 5	125,000 (-)	4.51 (-)
	(省略)		
中島 稔 (注) 7	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	5,500 (5,500)	0.20 (0.20)
劉 曉瑜 (注) 7	神奈川県川崎市川崎区	5,500 (5,500)	0.20 (0.20)
市ノ川 弘彰 (注) 7	東京都稲城市	5,000 (5,000)	0.18 (0.18)
	(省略)		
大曲 憲恵 (注) 7	神奈川県横浜市磯子区	4,000 (4,000)	0.14 (0.14)
小野 健治 (注) 7	神奈川県横浜市旭区	3,500 (3,500)	0.13 (0.13)
阿部 健介 (注) 7	東京都台東区	3,500 (3,500)	0.13 (0.13)
Stefan Andrei Chelariu (注) 7	神奈川県横浜市西区	3,000 (3,000)	0.11 (0.11)
佐々木 豊 (注) 11	埼玉県さいたま市緑区	2,500 (2,500)	0.09 (0.09)
原口 昌之 (注) 11	東京都渋谷区	2,500 (2,500)	0.09 (0.09)
長濱 健一 (注) 7	神奈川県横浜市泉区	2,500 (2,500)	0.09 (0.09)
野本 あやこ (注) 7	神奈川県鎌倉市	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
岡田 勇樹 (注) 7	神奈川県横浜市金沢区	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
玉城 麻衣子 (注) 7	神奈川県横浜市南区	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
鈴木 かおり (注) 7	神奈川県相模原市南区	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
利根川 和人 (注) 7	神奈川県横浜市港北区	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
中野 良司 (注) 7	神奈川県横浜市戸塚区	2,000 (2,000)	0.07 (0.07)
山口 祐治 (注) 7	神奈川県川崎市高津区	1,500 (1,500)	0.05 (0.05)
1,000株保有(7名)		7,000 (7,000)	0.25 (0.25)
	(省略)		

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社代表取締役)
2. 特別利害関係者等(当社取締役)
3. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
4. 特別利害関係者等(役員等が議決権の過半数を所有する会社)

5. 特別利害関係者等（当社代表取締役の配偶者）
6. 特別利害関係者等（当社代表取締役の二親等内の血族）
7. 当社従業員
8. 当社元取締役
9. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
10. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
11. 特別利害関係者等（当社取締役（監査等委員））